

答申第185号
令和4年7月8日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜 紀



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、令和4年6月20日付け佐市デ推第410号により諮問がありました「申請管理システムによる電子計算機処理の開始について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

ただし、個人の権利利益の保護を図るため、次の点に配慮した取り扱いとするよう求めます。

記

- 1 電子計算機処理を行う個人情報については、条例の趣旨に則り、必要最小限とする等慎重を期し、市民の権利を不当に侵害することがないように、十分に配慮すること。
- 2 要配慮個人情報の取扱いについて、関係法令等を遵守し、個人情報の保護に万全を期すること。